

平成25年(ワ)第1356,平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面(5)

平成27年7月9日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 服部 弘 昭
弁護士 李 博 盛
弁護士 後藤 富 和
弁護士 中原 昌 孝
弁護士 安元 隆 治
弁護士 江上 裕 之
弁護士 川上 武 志
弁護士 祖父江 弘美
弁護士 金 敏 寛
弁護士 池上 遊
弁護士 服部 貴 明
弁護士 柴田 裕 之
弁護士 石井 衆 介
弁護士 清田 美 喜
弁護士 尾崎 英 司
弁護士 朴 憲 浩

他49名

〈本書面の骨子〉

第1 総論（1頁）

- 1 はじめに
- 2 文科大臣の裁量の限界について
- 3 本件の裁量権行使のあり方が無償化法の趣旨に反し許されないこと
- 4 事実誤認に基づく判断は許されないこと
- 5 政治・外交的配慮を持ち込むことは許されないこと
- 6 小括

第2 本件の裁量権行使のあり方が無償化法の趣旨に反し許されないこと（6頁）

- 1 はじめに
- 2 教育上の観点から客観的に判断するための仕組み
- 3 規程13条に教育基本法16条1項を読み込むことは背理であること（客観的な判断基準の骨抜き）－担保①からの逸脱
- 4 審査会の意見聴取が行なわれていないこと（客観的な判断プロセスからの逸脱）－担保②からの逸脱
- 5 小括

第3 本件不指定処分には事実誤認があること（17頁）

- 1 はじめに
- 2 九州朝鮮高校は「不当な支配」を受けていないこと
- 3 九州朝鮮高校は適正な学校運営がされており、就学支援金を流用するおそれはないこと
- 4 被告主張を裏付ける具体的証拠は何ら存在しないこと
- 5 まとめ

第4 本件不指定処分は政治・外交的配慮を持ち込んでなされたものであること（28頁）

- 1 無償化法の趣旨・目的

- 2 下村文科大臣は自民党が野党時代から政治・外交的配慮を公言していたこと
- 3 下村文科大臣が自民党の政権復帰・大臣就任後も政治・外交的配慮を公言していたこと
- 4 パブリックコメントに対する文科省の考え方からも政治・外交的配慮が明らかであること
- 5 本件不指定処分にあたり審査会からの意見聴取も行われていないことから政治・外交的配慮が明らかであること

第5 求釈明（33頁）

- 1 本件不指定理由の関係について
- 2 規程13条以外のハ号規程該当性について

第1 総論

1 はじめに

本件において、被告は九州朝鮮高校に対する本件不指定処分の理由として、①規則ハ号を削除したこと及び②規程13条に適合すると認めるに至らなかったことの2つを掲げる。

本書面においては、②の規程13条に適合すると認めるに至らなかったことという判断が無償化法により与えられた文科大臣の裁量を逸脱しており、朝鮮高校の生徒の学習権に関し不当な差別をもたらしていることを論じる。

2 文科大臣の裁量の限界について

無償化法2条1項5号は「専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの……）」と規程しており、当該学校を無償化法の適用対象とするか否かに関する文部科学省令の制定及び省令への該当性判断について、文科大臣に一定の裁量を与えていることは否定できない。

しかし、文科大臣の裁量と言っても、あくまで無償化法により与えられた権限である。当然のことながら無償化法の趣旨に則って行使される必要があり、完全なフリーハンドでの判断が許されるものではない。

この点、本件不指定にあたっての文科大臣の裁量権行使は、以下の観点から裁量を逸脱しており、不指定処分は国賠法上違法である。

3 本件の裁量権行使のあり方が無償化法の趣旨に反し許されないこと

無償化法の趣旨は、無償化法1条に「教育の機会均等」と明記されておるとおり、子どもの学習権の均等な保障にある。子どもの学習権を均等に保証するためのものであるため、就学支援金は学校に対する助成金という位置付けではなく、生徒個人が受給権者とされた（甲11-3頁）。

無償化法は、子どもの教育の機会均等を目標に制定されたものであるもので、無償化法の解釈運用が生徒の学習権の不平等をもたらすものであってはならない。そもそも子どもの権利に関するものである以上、ある子どもには保障され、ある子どもには保障されないということを恣意的に決めることが許されるはずがない。

そのため、無償化法では生徒自身が受給権者とされつつ、無償化法の対象となる学校の選定にあたっては、政治・外交的配慮を持ち込むことは許されず、教育上の観点から客観的に判断するということが、法律制定段階から繰り返し確認されてきた（甲10）。無償化法制定後の「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議」における議論も、「外国人学校の指定については、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるということが法案審議の過程で明らかにされた政府の統一見解である」（甲11）ことを前提に進められた。これは、判断に政治・外交的な判断、在日朝鮮人に対する偏見等の主観が入り込み、子どもの学習権を平等に保障しようとした無償化法の趣旨と真逆の結論となるのを防止するためである。

このように無償化法は文科大臣に該当性判断の裁量を与えつつも、その裁量権行使のあり方については、無償化法が実現しようとした「教育の機会均等」という観点から客観的に行うという厳密な縛りをかけている。教育上の観点から客観的になされたといえない判断は、子どもの学習権の不平等を招来し、無償化法が文科大臣に与えた裁量を逸脱した違法なものと言うほかない。この点は、第2で詳述する。

4 事実誤認に基づく判断は許されないこと

言うまでもなく、文科大臣がその判断の前提となる重要な事実認識に誤解がある場合、適正な判断はできない。

重要な事実を誤認した場合も、文科大臣の判断はその裁量を逸脱し違法である。この点は第3において詳述する。

5 政治・外交的配慮を持ち込むことは許されないこと

上記3で述べたとおり、指定不指定の判断に政治外交上の配慮を取り込むことは許されない。

しかし、自民党政権交代後に下村文科大臣が「朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続を進めたい」「外交上の配慮などにより判断しないと、民主党政権時の政府統一見解として述べていたことについ

ては、当然廃止をいたします」（甲60）と述べていること、パブリックコメントにおける「文部科学省の考え方」においても「朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係があり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解を得られない」（甲19）と明記されているように、本件不指定処分が、いわゆる北朝鮮問題という政治・外交問題の矛先を日本国内で生活する朝鮮高校の生徒に向けたものであるのは明らかである。

本件不指定処分には明らかに政治・外交的配慮を持ち込んでおり違法である。この点は、第4において詳述する。

6 小括

以下、上記の各観点から九州朝鮮高校について本件不指定処分の違法性を明らかにする。

第2 本件の裁量権行使のあり方が無償化法の趣旨に反し許されないこと

1 はじめに

平成22年4月1日、無償化法・無償化規則が施行され、無償化規則において、「イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」という、いわゆる規則ハ号が設けられた。

規則ハ号は、規則イ号や同ロ号のみではカバーできない外国人学校が存在するという認識を前提に（甲16の文部科学大臣談話においても「これらの方法では確認できない、後期中等教育に相当する外国人学校が存在し得ると考えられる」と指摘されている）、規則イ号や同ロ号に形式的には該当しない場合であっても、「高等学校に類する課程」を有すると文科大臣において判断できる場合には就学支援金を支給する途を残したものである。

前述のとおり、無償化法は子どもたちの「教育の機会均等」を実現するために制定された法律である。無償化法の運用の結果がかえって子どもたちの学習権保障の差別を生むのであれば、その運用は誤っているという他

ない。特に、学校の指定不指定の問題に政治・外交的な問題や、在日朝鮮人社会に対する偏見を持ち込むことなど言語道断である。

そのため、無償化法制定時の国会の議論においては、このような主観的・恣意的な判断を排斥するため、就学支援金の支給の対象となる学校の指定・不指定にあたっては、政治・外交的配慮を持ち込むことは許されず、教育上の観点から客観的に判断するということが、繰り返し確認されてきた（甲10）。

文科大臣の恣意的な判断を排斥するために、教育上の観点から客観的に判断を行うということが、まさに無償化法の求めるところである。

2 教育上の観点から客観的に判断するための仕組み

以上のような教育上の観点から客観的に判断するという立法者意思を汲み、無償化法制定後、2つの仕組みが用意された。

まず、1つ目は、文科大臣の判断にあたり拠って立つべき客観的な基準がないと主観的な判断を除外することはできないので、検討会議での議論を経て、学校の外形面に着目した基準である専修学校設置基準をベースにハ号規程が制定されたことである。外形的・客観的な基準を設けることで、「教育上の観点から客観的に判断」することを担保したのである（担保①）。

2つ目は、基準の該当性判断にあたって文科大臣の独善を予防するため、そのハ号規程中に教育の専門家等により構成される第三者機関の意見聴取のプロセスが規程され（規則ハ号規程-15条）たことである。これにより文科大臣が独善的な判断を行なうことを抑止したのである（担保②）。

これらの2つの仕組みは、文科大臣自らが「教育上の観点から客観的に判断」するために用意した仕組みである。

しかしながら、本件において、文科大臣は、恣意的・主観的な判断を排斥するために自ら設定したこれらの仕組みを無視し、ハ号規程の客観的な基準を骨抜きにするかのように教育基本法16条1項の「不当な支配」という概念を持ち込み、審査会の議論の経過も無視し、審査会の結論も聞かずに本件不指定を行った。本件不指定の判断は、その裁量権行使のあり

方が明らかに無償化法の趣旨に反しており、その裁量を逸脱した違法なものと言わざるを得ない。

3 規程13条に教育基本法16条1項を読み込むことは背理であること（客観的な判断基準の骨抜き）－担保①からの逸脱

(1) 不当な支配論の持ち出しと基準の空文化

本件において、文科大臣は、ハ号規程13条に教育基本法16条1項を読み込んでいる。教育基本法のような抽象的な概念を包含した条文を規程13条に読み込むことは、客観的な判断を担保するために専修学校設置基準を元に策定されたハ号規程を骨抜きにするものである。規程13条に教育基本法16条1項を読み込んだこと自体、教育上の観点から客観的に判断するという無償化法の趣旨に反する。

ア 本件不指定と教育基本法16条1項

本件不指定の理由の1つとして、「同規程第13条に適合すると認めるに至らなかった」ことが挙げられ、その具体的な内容としては、被告第1準備書面-6頁において「朝鮮高級学校は在日本朝鮮人総联合会（以下「朝鮮総聯」という。）や北朝鮮から影響を受けているとの指摘があり、その関係性等により適正な学校運営がされていることについて十分な確証が得られず、このようなことから、就学支援金の支給する場合にその在学学生に対する授業料に係る債権に充当されないことも懸念されたため、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかった」と指摘する。

すなわち、被告は、朝鮮総聯や朝鮮共和国との関係性を問題にしていることから、規程13条の「法令」に教育基本法16条1項を読み込んでいると考えられる。

イ ハ号規程では、客観的判断を確保するため専修学校設置基準がベースとされたこと

上記のとおり、ハ号規程は、判断権者の主観的・恣意的な判断を排斥し、教育上の観点から客観的に判断を行うために制定された。そして、客観的な判断を確保するためには、設定する基準自体が客観的なものである必要がある。そこで、規則ハ号規程を策定する際

には、各学校の主に客観的な外形面に着目して整理された専修学校設置基準がベースとされた（乙5の検討会議での議論）。

本件で問題となるハ号規程13条では、「指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」とされているが、この規程13条の解釈運用を行なう際にも、判断権者の政治・外交上の意図や主観が入り込まないようにしなければならない。例えば、規程13条の「法令」に抽象的概念を包含するものを広く読み込んだ場合、専修学校設置基準をベースに、客観的な基準としてハ号規程を策定した意味がなくなってしまうのは明らかである。

ウ 教育基本法16条1項の「不当な支配」について

前述のとおり、本件では、規程13条に教育基本法16条1項を読み込む解釈が行われている。

教育基本法16条1項は「不当な支配」に関して規定しているが、「不当」か否かは判断権者の主観が入る概念である。このような主観が入り込む概念を規程13条の「法令」に読み込むのは、客観的判断を確保するためにハ号規程を策定した趣旨に反する。

そもそもハ号規程を策定した「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議」の議論において、教育基本法16条1項に関しては一言も触れられておらず（乙5）、規程13条に教育基本法16条1項を読み込むことは想定されていなかった。教育基本法16条1項のような判断権者の主観の入る概念を読み込んだ場合、客観的判断を確保するために、専修学校設置基準をベースにハ号規程を策定した意味が失われるからである。

このように、教育基本法16条1項を規程13条の「法令」に読み込むこと自体、判断権者の恣意的な判断を許す結論になりかねず、客観的な判断を確保しようとした無償化法の趣旨に反し、その裁量を逸脱し違法である。

エ 教育基本法16条1項を読み込んだ場合の問題

仮に万が一、教育基本法16条1項を規程13条の「法令」に読み込んだ場合、以下のような問題が生じる。

(ア) 学校側に悪魔の証明を求める結果になること

仮に規程13条に教育基本法16条1項を読み込んだとしても、まず、審査会の議論でも指摘されている通り、「ある団体が教育に対して影響を及ぼしていることのみをもって、直ちに『不当な支配』（教育基本法16条）があるとはいえない」（甲20の4の3-4頁）。要は、影響があることが問題ではなく、朝鮮高校の自主性が歪められているか否かが問題となりうるポイントである。

しかしながら、審査会における議論においても、本訴訟における被告の主張においても自主性が歪められていることに関する具体的な事実は全く出されていない。

そして、重要なことは、自主性が「歪められていない」という「ないこと」の証明を学校側に求めることは、“悪魔の証明”を求めるに等しいということである。悪魔の証明を求めた上で、朝鮮高校の生徒たちの就学支援金受給権を否定することは、教育の機会均等を図り、生徒たちの学習権の充実を目指した無償化法の趣旨に反する帰結であるのは明らかである。

(イ) 無償化法は強制的な調査まで行うことは想定していないこと

被告は、規程13条の該当性判断に関する調査権限に限界があったと述べる。

しかし、無償化法17条3項では「第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」と規定しているし、その他、無償化法は強制的な調査権限を規定していない。すなわち、無償化法は、就学支援金を支給するにあたって、学校に対して、強制的な調査を行うことまでは予定していない。

この点、仮にハ号規程13条該当性を判断するために強制的な調査が必要であるとするならば、そもそも強制的な調査権限を用意していない無償化法で、規程13条該当性を判断することは不

可能である。規程13条該当性判断に強制的な調査が必要と考えることは、無償化法の予定していない不可能な事態を下位規範であるハ号規程13条が作出することになる。すなわち、下位規範である規程13条が、上位規範である無償化法の不可能を作出するという不合理な結果になってしまう。

結局、無償化法は就学支援金を支給する学校の指定不指定にあたり、強制的な調査まで行うことは想定していない。

仮に万が一、規程13条の該当性判断についての調査の結果、何かしらの抽象的な懸念が残る場合は、強制的調査で懸念を払拭するのではなく、留意事項を付して事後の経過を見守ったり、重大な違反が判明した場合には取り消し等の事後的措置を行うことを無償化法は予定しているのである。少なくとも強制的な調査を行うことは無償化法が予定していない。

(ウ) 規程13条に教育基本法16条1項を読み込んで不指定とすることは教育基本法16条1項にも矛盾する帰結となること

仮に教育基本法16条1項による「不当な支配」がある場合に責められるべきは、不当な支配を行っている支配者であり、被害者ともいえる学校現場ではない。教育基本法16条1項は学校現場の自主的な運営を確保するために、教育行政に対して縛りをかけた法律である。

それにも関わらず、「不当な支配」があるとして、就学支援金を支給しない不利益を被害者側にもたらすのは教育基本法16条1項も想定していない帰結である。

このように、教育基本法16条1項を規程13条の「法令」に読み込むのは、教育基本法16条1項の解釈という観点からも矛盾する結論をもたらす。

(2) 「十分な確証」を要求することで基準を空文化していること

被告は、「朝鮮高校に対する朝鮮共和国や朝鮮総聯の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法16条1項で禁じる『不当な支配』に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証

を得ることができず、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないことが懸念され、本件朝鮮学校を含む各朝鮮高校について、本件規程13条に定める『指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。』との基準に適合するものとは認めるに至らないと判断し、本件不指定処分を行ったと主張する（被告第1準備書面43頁）。

しかし、被告が規程13条該当性判断にあたり、朝鮮学校についてのみ「十分な確証」という高度な証明度を求めること自体がおかしい。前述したとおり、抽象的な懸念が残る場合は留意事項を付することでその後の経過を見守り、万が一懸念が具体化した場合は事後的な取消措置で対応することを想定しており、該当性判断に「十分な確証」までは要求していない。

被告は、他のハ号規程に基づいて指定された外国人学校とは異なり、朝鮮学校についてのみ、授業料に係る債権に充当されない「懸念」や就学支援金の流用の「おそれ」程度の抽象的な懸念のみで不指定としている。

抽象的な懸念に過ぎない場合にまで（留意事項で対応するのではなく）不指定とするのは、無償化法の趣旨に反するし、ハ号規程の制度設計にも反する。まさに朝鮮学校のみを無償化制度の対象外にしようという基準の恣意的な運用であり、その裁量を逸脱している。

4 審査会の意見聴取が行なわれていないこと（客観的な判断プロセスからの逸脱）－担保②からの逸脱

(1) ハ号規程で審査会の意見聴取が求められた趣旨

ハ号規程15条では、文科大臣はハ号に基づく指定を行うにあたり、あらかじめ「教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見を聴くもの」とされている。これは、就学支援金が子どもの学習権のためのものであることから、恣意的・主観的な判断で支給・不支給が決定されることは断じて許されないことに鑑み、専門的な第三者の意見を聴取することで、

文科大臣の恣意的な判断を戒め、その最終判断が無償化法の趣旨に適ったものにするためである。第三者からの意見聴取プロセスは、教育上の観点から客観的に判断するという無償化法の趣旨に照らして、判断の客観性を担保するために必要不可欠である。

また、ハ号規程17条2項が「聴くことができる」と規定していることと異なり、ハ号規程15条は「聴くものとする」と規定している。ハ号規程も、指定にあたっての審査会の意見聴取が必須のものとして予定している。

(2) 不指定の結論は審査会の議論と乖離していること

審査会の議論では、朝鮮高校の指定に向けての問題はクリアしている状況であった（甲20）。国の行った本件不指定という判断及びその根拠は、審査会の議論とも著しく乖離している。

すなわち、2012年（平成24年）3月26日に開催された第6回審査会では、「高校無償化に係る朝鮮高級学校の審査状況（3月26日時点）」と題する資料が配付された（甲20の6の2）。同資料には、同日時点までの審査状況が整理されているが、「1. 審査基準への適合性」の項において、「審査基準のうち、裁量の余地のない外形的な基準（教員数、校地・校舎の面積等）については、全校が基準を満たしている。」、「報道内容のうち、…①審査基準（法令に基づく学校の運営）に抵触しうる事項…、②申請内容の重大な虚偽となりうる事項…については、指定の可否に関わることから確認を行ったが、重大な法令違反に該当する事実は確認できていない。」と記載されている。

また、「2. 朝鮮総聯との関係」との項では、①教育内容について、教科書の内容は東京朝鮮学園に属する教材出版社に設けられた「教科書編纂委員会」で決定されていること（その委員は、各高級部の教員が多数を占めている）、朝鮮総聯から教育内容について指導を受けることはないこと、②人事に関し、全校とも人事については理事会で決定しているとの回答を得たこと、③学校から朝鮮総聯に対して寄付等を行っている事実は確認できず、朝鮮総聯からの寄付を受けている場合も

学校収入に占める割合はわずかであること、④学校運営に関して、全校とも、唯一の意思決定機関は理事会であると回答し、報道等で指摘された議事録の偽造等の事実は確認できなかったこと、⑤その他、朝鮮総聯による影響に関し、否定的な事実が複数確認されたことなどが記載されている。

なお、関連が疑われていた、いわゆる教育会に関しては「一部報道では、朝鮮学校が、実質的に、朝鮮総連の『直轄組織』である教育会によって運営されていると報じられているが、教育会とは、保護者、学校卒業生、その他各地域の学校支援者の代表等からなり、学校への寄附金の募集等の支援を行う組織であり、教育会が学校運営を支配しているという事実は確認されなかった。」との記載もある。

以上のとおり、審査会での議論の過程では、各朝鮮学校について、審査基準のうち外形的な基準について全校が満たしていることが確認されたほか、報道等において懸念が示されていた事項については、審査会において調査済みであり、かかる調査によっても審査基準に反するような具体的な事実は何ら確認されていないという内容になっている。すなわち、審査会における議論を見る限り、朝鮮高校はハ号規程の審査をクリアした状況にあったのである。

だからこそ、審査会は、指定を前提に「朝鮮高級学校への留意事項（素案）」（甲20の6の5）を作成した。審査会の委員からも、指定を前提にして、「仮に指定する際には、主たる教材について、実効性のある留意事項を検討してほしい。」（甲20の5の11）、「仮に、指定することとなった場合、都道府県との連携も含め、就学支援金の使途が確認できる体制が必要。さらに学校側の協力も必要であり、これらを留意事項で指摘することも考えられるのではないか。」（甲20の6の8）などの発言がなされていた。すなわち、指定を前提にした留意事項の検討段階にあったのである。

それにも関わらず、被告は、このような審査会での調査結果、議論状況を全く考慮せず、不指定処分とした。審査会での議論状況とあまりに乖離した不指定処分と言わざるを得ない。

(3) 政権交代後に新たに審査会の開催はせず、追加の調査もせず、審査会の結論も聞かないまま不指定としたこと

本件不指定処分の直前に民主党政権から自民政権に代わったが、自民政権下の被告は、新たに審査会の開催はせず、追加の調査もせず、審査会の結論も聞かないまま不指定とした。

すなわち、2012年（平成24年）12月に自民党を中心とする政権が誕生するやいなや、下村博文文部科学大臣は、これまでの審査会の審査の状況を一切考慮することなく、また再び審査会を開くこともなく、大臣就任直後の記者会見で、「朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続を進めたい」との見解を表明した（甲60）。自ら策定したハ号規程の存在、審査会の存在を無視するような横暴である。

そして、2013年（平成25年）2月20日に本件不指定処分を行った（甲13）。

規程15条で審査会の意見聴取プロセスを定めたのは、文科大臣自身である。それにも関わらず、文科大臣は自ら設置した審査会の結論すら聞かず、不指定の判断を行ったのである。率直に申し上げて、このような下村文科大臣の不指定の判断が、審査会の意見も聞かず、何を根拠とするどのような事実認識によりなされたのかは不明である。

しかし、少なくとも、上記で指摘した審査会ので確認された事実（甲20）とは全く異なる認識であるのは明らかである。

例えば、下村文科大臣は朝鮮高校について「朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいる」というが、審査会においては、そのような認識は全く示されていない。

むしろ、審査会においては、以下のような事実が具体的に指摘されている。すなわち、①拉致問題、大韓航空機爆破事件に関する主たる教材の記述について、校長会が修正の要望を行った結果、主たる教材が改訂されたこと、②愛知朝鮮学園では、次期の役員改選では、朝鮮総

連の役職員については、選任しない意向であること、③上記の整理回収機構との訴訟において、朝鮮総連に係る借入について、学園の債務としては否定していること（甲20の6の2-3頁）等の学校の独立性を示す各事実が、審査会では指摘されている。その他にも「教育会が学校運営を支配しているという事実は確認されなかった」「学校から朝鮮総連に対して寄付等を行っている事実は確認できなかった」「朝鮮総連からの寄付を受けている場合も、学校収入に占める割合はわずかであることが確認できた」との指摘もなされており、現地調査においても改訂版の教科書が実際に使用されていることが確認されている。さらに、甲20の5の3によると、朝鮮総聯は、朝鮮学校長らを集めた会議で「（教科書内容の回答等の）条件が付けば、申請を取り下げる」と表明していたにも関わらず、「その後、全国校長会の要望を受け、教科書の一部改訂を実施」したという経緯も確認されている。

以上のとおり、審査会においては、まさに朝鮮学校が教育内容、人事、財政面で自主性を保っている具体的事実が指摘されている。しかも、これらの事実は「各報道を踏まえて」文科省・審査会が調査を行った結果、判明したものである。

下村文科大臣の事実認識は、結局、根拠不明の各報道を鵜呑みにしただけである。しかも、これらの各報道の信憑性を確認するために文科省が「自ら」行った調査結果すらも、殊更に無視したものである。

自らの設置した審査会の議論の経過をなぜここまで軽視し、根拠のない報道のみを鵜呑みにするのか。およそ法治国家の国务大臣の判断姿勢とは言えない。

(4) 新たに審査会を開くこともなく、不指定としたこと

結局、2012年（平成24年）9月10日以降、不指定処分に至るまで、被告は、一度も審査会を開催しなかった。無論、審査会の最終的な「審査結果」も出ていない。

文科大臣は、自身の判断の客観性を保つために専門的な第三者によって構成される審査会を設置し、規程15条でその意見聴取を自ら定め

たにも関わらず、審査会の議論と乖離した事実認識を元に、その審査会の意見すら聴かずに結論を出したのである。

このような裁量権行使のあり方が無償化法の趣旨に反するのは明らかであり、裁量を逸脱し違法である。

5 小括

以上のとおり、今回の本件不指定処分は無償化法の趣旨に反しており、その裁量を逸脱し違法である。

第3 本件不指定処分には事実誤認があること

1 はじめに

仮に被告が想定する基準に基づいて朝鮮学校の規則ハ号該当性を判断するとしても、九州朝鮮高校は、朝鮮共和国や朝鮮総聯から「不当な支配」を受けておらず、法令に基づく適正な運営がなされており、その他の指定要件も充足している。本件不指定処分は、その判断の基礎に重大な事実誤認がある。

以下、不当な支配などないこと、就学支援金の流用の恐れがないことについて、詳述する。

2 九州朝鮮高校は「不当な支配」を受けていないこと

教育基本法16条1項によって禁止されるのは、「教育が・・・自主的に行われることを歪めるような『不当な支配』」（最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決（刑集30巻5号615頁））である。

しかしながら、以下述べるとおり、九州朝鮮高校は、自主的に運営されており、朝鮮共和国または朝鮮総聯から教育の自主性を歪めるような「不当な支配」を受けてはいないから、被告の主張は前提となる事実を誤認している。

(1) 私立学校の自主性の観点から

教育基本法は、「第2章 教育の実施に関する基本」の中で、「第8条 私立学校」として、「私立学校の有する公の性質および学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国および地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育

の振興に努めなければならない。」と定めており、国および地方公共団体が、私立学校の自主性を最大限尊重すべきことを明記している。

また、昭和女子大事件（最高裁判所昭和49年7月19日第3小法廷判決）では、「特に私立学校においては、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針とによって社会的存在意義が認められ」とされている。

すなわち、私立学校は、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針によって、多様なニーズに応じた教育の場を提供することにより、公立学校とは異なった、独自の社会的意義が認められるのである。朝鮮高校も私立学校である以上、その自主性が当然、十分に尊重されなければならない。

そして、第4準備書面で述べたとおり、朝鮮高校は、日本の植民地支配により奪われた民族性と母国語の回復という目的のもと設立され、朝鮮共和国からの金銭的支援を受けて発展を遂げた後、在日朝鮮人の世代交代と定住傾向に伴って教育内容を改変してきた。

このような朝鮮高校の歴史的経緯からすれば、朝鮮共和国や朝鮮総聯と一定の関係性があるのは当然であり、むしろ在日朝鮮人を対象とした民族教育を実施するために、それらの関係性を持ち続けるという自主性が、私立学校として当然に尊重されなければならない。

(2) 「外国人」学校の自主性の観点から

九州朝鮮高校は、いわゆる外国人学校である。異国の地で教育を行う外国人学校に対して、本国または関連する民族団体がその教育活動等を支援することは常であり、きわめて自然なことである。

例えば、高校無償化制度の対象校として、規則イ号により指定されている東京韓国学校では、公開されている資料の限度でも、大韓民国又は同国を支持する民族団体である在日本大韓民国民団の団長や役員が、学園の理事長を兼任し、または学園の定例理事会に参加するなど、同校の教育活動が本国やその関係団体と人的繋がりを有していることが認められる（甲64号証）。

外国人学校において、その本国または関連する民族団体との関係の中で教育活動を行うことは、日本国内で生活する外国人の子どもの学習権を充足させるために必要である。

まして、朝鮮高校は、朝鮮半島にルーツをもつ旧植民地出身者らが、解放後、日本による植民地支配により奪われた母国語・民族性を回復するために設立したという沿革を持つ。かつては、母国語の教育は、朝鮮半島への帰住を目的として行われたが、現在の朝鮮高校は、卒業生が日本に永住することを前提としつつ、将来卒業生らが、朝鮮半島と日本ないしアジア・世界との架け橋になることを教育目的に掲げており、このような特色こそ朝鮮高校の存在意義である。

朝鮮総聯や朝鮮共和国と一定の関係が存在すること自体が問題というのであれば、それは朝鮮高校の存在意義を根底から否定するのと同義である。むしろ、このような関係性を持つことは、外国人学校としての自主性を保つために必要不可欠である。

(3) 朝鮮総聯等と関連があることと「不当な支配」とは別次元の議論であること

このように、朝鮮総聯や朝鮮共和国と、朝鮮学校との間に一定の関係があるとしても、そのこと自体は全く違法でも何でもない。教育基本法16条1項が問題にするとしても、問題は朝鮮総聯等と一定の関係があるかどうかという問題ではなく、朝鮮高校の自主性が阻害されているか否かである。

この点は、審査会の議論においても、「ある団体が教育に対して影響を及ぼしていることのみをもって、直ちに『不当な支配』（教育基本法16条）があるとはいえない」（甲20の4の3-4頁）と指摘されている通りである。問題は、朝鮮高校における教育現場の自主性が阻害されているか否かである。

九州朝鮮高校についても、たしかに朝鮮総聯を含む支援者らから各種の支援を受けて教育事業を行っている。これらの団体と関連があるのは当然である。

しかしながら、学校内の人事、財政および教育内容のいずれの側面においても、教育機関としての独立性をもって、自身の判断で教育活動を行っている。このことは、たとえば、朝鮮総聯は文部科学省の求める教科書内容の改訂などを拒否する姿勢を示していたにも関わらず、全国校長会の要望により教科書の一部改訂が実施されたこと（甲5号証の3-2頁）にも端的にあらわれている。

また、審査会での議論の過程では、各朝鮮高校について、審査基準のうち外形的な基準について全校が満たしていることが確認されたほか（甲20号証の6の2）、報道等において懸念が示されていた事項については、文部科学省初等中等教育局高校就学支援室長による調査が行われており（乙第7号証-1頁）、当該調査によっても審査基準に反するような事実は何ら確認されていない。審査会の議論の中で、学校現場の自主性が害されているような事情は全く現れていない。

(4) 朝鮮学校と「不当な支配」や流用の恐れに関する裁判例について

ア 教育基本法16条1項の「不当な支配」が問題となった裁判例として、まず、神戸地裁平成26年4月22日判決を指摘しておく。

この裁判例は、兵庫県が兵庫朝鮮学園に補助金を支出したことが違法であるとして住民訴訟等が提起された事案である。判決は、教育基本法16条1項が「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」と規定していること、「他の法律」にあたる学校教育法が各種学校の制度を設け、私学法、私学助成法で補助を認めつつ、教育行政による各種の規制や監督の仕組みを定めていることを指摘したうえ、各種学校は上記の規制や監督の仕組みの下に置かれることによって不当な支配に服しないことが確保された教育施設であるといえ、当該規制や監督が適正に行われていないというような事情がない限り「不当な支配」がおよんでいるとはいえず、兵庫朝鮮学園についてそのような事情があるとはいえないと結論付けている（甲65号証：神戸地裁平成26年4月22日判決）。

イ また、「不当な支配」に関する直接の裁判例ではないが、福岡高裁平成25年7月17日判決（甲67）及びその原審である福岡地裁平成25年2月17日判決（甲66）においては、福岡朝鮮学園が憲法89条後段の「公の支配」に属しない学校であるとの主張がされたのに対し、裁判所は、私立学校の教育事業が「公の支配」に属するか否かは、公の財産が濫費されることを防止できるような公的規制のシステムが構築されているか否かという観点から判断すれば足りるとし、福岡朝鮮学園については学校教育法、私立学校法、私学振興助成法の各種の規制を受けており、その教育事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正する途が確保され、公の財産が濫費されることを防止できるとしている。

このように、福岡朝鮮学園について公の財産が濫費されることを防止できるとの司法判断が確定しており、しかも、無償化法によって同様の規制がされているのだから、自治体の補助金の場合と同様、無償化法の趣旨に沿わない就学支援金の流用が行われている場合にはこれを是正する途が確保されているのは明らかである。このような実績を無視して、何をもって被告が流用の恐れありと考えたのか理解に苦しむ。

ウ このように朝鮮総聯等と朝鮮高校との関係が、決して教育基本法16条1項の「不当な支配」といわれるようなものでないこと、財産の流用のおそれのあるものでないことは、これらの裁判例からも明らかである。

(5) 小括

以上のとおり、九州朝鮮高校は、朝鮮共和国や朝鮮総聯から「不当な支配」を受けていない。

朝鮮高校が朝鮮共和国や朝鮮総聯と一定の関係性を有していることはたしかであるが、学校の自主性は何も阻害されていない。なぜ教育基本法16条1項の不当な支配があるというのか、被告の主張は前提となる事実を誤認している（そもそも何を根拠に朝鮮学校の自主性が阻害されていると判断しているのかすら不明である）。

3 九州朝鮮高校は適正な学校運営がされており、就学支援金を流用するおそれはないこと

(1) 理事会の開催等について問題がないことが明らかとなっていること

ホライゾンジャパンインターナショナルスクール、コリア国際学園に対する指定審査の過程において、適正な学校の運営の観点から確認された内容は、私立学校法に基づく理事会の開催、財務諸表の作成等が行われていること、所管する都道府県から過去五年間において法令違反を理由とする指導・勧告等を受けたことがないことであった（甲20号証の2の3 2頁，甲20号証の3の2-2頁）。

九州朝鮮高校を含む各朝鮮学校についても、これらの観点からの審査がされており、各学校について、いずれも問題がないことが明らかになっている（甲20号証の5の6-4頁）。

なお、コリア国際学園の審査の過程においては、「財政的な観点から、教育施設の永続性という点で大丈夫なのか」という疑問が呈されたのに対し、事務局から「学校の経営状況等については、一義的には所轄庁である都道府県が監督しているものであるが、納付金収入のほか、寄付金収入も多く、現時点で運営に支障はないと思われる。」という回答がなされている。

九州朝鮮高校を含む朝鮮高校についても、都道府県の監督状況には全く問題がなく、かえって審査会の第6回会議において、「一部報道では、朝鮮学校が、実質的に朝鮮総聯の「直轄組織」である教育会によって運営されていると報じられているが、教育会・・・が学校運営を支配しているという事実は確認されなかった。」、「過去5年間の高級学校に関する収支を確認した結果、学校から朝鮮総聯に対して寄付等を行っている事実は確認できなかった。また、朝鮮総聯からの寄付を受けている場合も、学校収入に占める割合はわずかであることが確認できた。」との記載のある資料が配布されている（甲20号証の6の1，甲20号証の6の2）。

(2) 地方自治体の補助金交付が行われてきたこと

ア 各種学校への補助金交付の法的根拠

地方公共団体は、公益上必要がある場合において寄付又は補助をすることができる（地方自治法232条の2）。公益上の必要性の有無に関する判断は、当該補助金交付の目的、趣旨、補助の対象となる事業の趣旨、目的等の諸般の事情を総合的に考慮してする地方公共団体の長の裁量にゆだねられている（甲67号証：福岡高等裁判所平成25年7月17日判決）。

地方自治体は、各種学校に対しては、教育の振興上必要があると認める場合に、助成をすることができる（私立学校法59条）。

国又は地方公共団体は、助成に関して必要がある場合には報告徴収、質問、帳簿書類等の検査をする権限を有する（私立学校振興助成法12条、16条）。また、学校法人が法令の規定やこれに基づく所轄庁の処分等に違反した場合には措置命令（私立学校法60条1項）や解散命令を発する権限を有している（同法62条1項）。

イ 交付実績

福岡朝鮮学園は、1989（平成元）年から、北九州市より補助金の交付を受けてきた。

交付の過程では、北九州市の監査委員より監査を受けており、監査の過程では実績報告や、その内容と補助金の精算内容が一致しているか等の確認が行われている（甲68号証-8頁）。

監査の結果として指摘された問題点は、法改正に伴う北九州市私立学校補助金交付要綱の修正の必要、及び経営分析指標を活用した各学校の経営状況の把握の必要にとどまり（甲68号証-25頁）、交付した補助金の目的外流用に関する問題点は、何ら指摘されていない。

なお、重複受領の問題を指摘されたことがあるのは、被告第1準備書面34頁記載のとおりであるが、この点に関しては事務処理の確認懈怠によるものにすぎず詐欺的とは言えないこと、福岡朝鮮学園が重複受領部分の返還を行ったこと、そのほかに受領した補助金については適正なものという認定がされており（甲67）、重複受

領の問題があっても補助金の支出は違法とは言えないとの司法判断が確定している。

このように、福岡朝鮮学園が、長期にわたって地方自治体から補助金の交付を受けてきたことは、法令に基づく適正な学校運営がなされてきたことを裏付けるものである。

(3) 就学支援金の流用はおおよそ想定しがたいこと

就学支援金の支給対象は、高等学校等に在学する生徒・学生で受給資格の認定を受けた者である（無償化法3条ないし6条）。学校の設置者は、就学支援金を生徒・学生に代わって受領し（代理受領）、授業料の弁済に充てることとされている（同法7条）。

すなわち、就学支援金は、生徒に対して支払われる金銭であると同時に、私立学校等の設置者にとっては授業料として学校の運営に充てることを予定して受領する金員であって、学校がこれを他の目的に流用すると、当然授業料が不足するから、学校の運営もできないこととなる。

仮に、九州朝鮮高校が、就学支援金を受領しているにもかかわらず、生徒・学生から重ねて同額の授業料を徴収することがあれば、指定取り消しの対象となり、さらなる不利益を被ることとなる。この点については、コリア国際学園の指定に際しては、審査会において、「財政的な観点から、教育施設としての永続性という点では大丈夫なのか」と財政面での不安が指摘されたのに対し、事務局から「直ちにペナルティを課すことはできないが、改善を促していく。就学支援金が授業料に充てられていない等の法令違反があった場合には、指定の取り消しを行う。」との回答がされている（甲20号証の2の5）。そうであれば、九州朝鮮高校についても、同様の問題があれば、指定取り消しの対応をすることが予想される。

したがって、九州朝鮮高校が、代理受領した就学支援金を授業料以外の目的に流用することは制度上おおよそ想定しがたい。

(4) 小括

以上のとおり、就学支援金の目的外流用は、抽象的にもおおよそ想定しがたいところ、九州朝鮮高校について適正な学校運営がなされている

ことは審査会の段階及びそれ以前の自治体の補助金交付の段階から明らかであって、これらの具体的な事実関係を前提にしても、就学支援金の流用のおそれがあるとはおよそ言いがたい。

4 被告主張を裏付ける具体的証拠は何ら存在しないこと

(1) 被告引用の新聞報道等は著しく信用性を欠くこと

被告は、各種の証拠（乙24号証ないし乙33号証）を提出して、朝鮮学校と朝鮮共和国ないし朝鮮総聯との間に、「不当な」支配・被支配の関係があり、適正な学校運営がなされていないかのごとく主張する。

しかしながら、まず繰り返しになるが、問題は特定の団体等と関係性があることではなく、その関係性の結果、学校現場の自主性が阻害されているか否かである。

また、新聞記事はいずれも、匿名の取材源からの情報が根拠であったり、具体的根拠が明示されていなかったりするものである。また、公安調査庁の報告書は、東日本大震災の際に被災地に居住する韓国人・朝鮮人に対して生活物資の支援や募金活動を行ったことを「組織の団結力を誇示した」と記載していること等から伺われるように、偏見に溢れており、中立の立場から作成されたものとは言えない。このことは、在日韓国人の結成している団体の一つであって、朝鮮総聯との過去の関係が良好であったとは言いがたい民団の申し入れ書についても同様である。そしてこれらはいずれも、実際に朝鮮高校を訪問し、教育内容を見聞した根拠に基づくものではなく、著しく信用性に欠ける。

また、そこで指摘されている「疑惑」も、事実に反するか、本国ないし民族団体として異国の地における民族教育を支援するために行っている最低限度の活動について触れたものに過ぎず、不当な支配や就学支援金の流用に関する具体的可能性及び蓋然性を根拠づけるものとは到底いえない。

このような証拠によって、本件不指定処分を理由付けることは許されない。

(2) 被告引用の新聞報道等は、九州朝鮮高校等の回答によって否定されたこと

前述したとおり、文部科学省初等中等教育局高校就学支援室長は、被告が引用する報道等をふまえて綿密な調査を行った（乙第7号証 1頁）。確認内容は、①学校運営に関する現状と今後の対応方針②総聯等との財政上の関係③学校評価、積極的な情報提供に関する追加質問④学校納付金との現状⑤役員・評価議員名簿について、回答を求めるものであった。

まず、審査会は、資金提供の疑いがあるとの報道に関して、書面で各学校の収支の確認を受けるとともに、「各学校の総連や教育会からの寄付等は年100万円程度」と結論付けている（甲20号証の5の3）。

また、教科書に関しては、九州朝鮮高校によって、審査会に対して報道内容を否定する回答がなされているほか（甲20号証の5の3）、文科省の確認に対しても「（教科書内容の変更には朝鮮共和国本国の決済が必要との報道は）事実ではありません。教科書編纂委員会で、日本と世界各国の教科書内容を参考にし独自の編纂しています。」という回答がなされている（乙8号証1頁目）。

さらに、九州朝鮮高校は、支援室からの教育会に関する質問に対し、「朝鮮学園が学校法人として認可を得るまでは教育会職員が学校を管理運営していました。しかし、学校法人認可取得後は、学校管理運営を学園理事会が行っています。」「教育会は、寄付金収集や民族教育の権利擁護、生徒募集、学校施設や教育環境の整備など学校や子どもたちの利益となる活動を行っています。唯一の意思決定機関は、学園理事会であり、教育会は意思決定機関でなく、予算・決算、人事、教育内容などの関与はできません。」と回答した（乙8号証3頁）。

この点、被告は学校からの回答内容を恣意的に切り取って、学校と朝鮮総聯等の団体との関係が非常に親密であるかのような主張をしているが、回答内容（乙8号証）に表れた内容を素直に読めば、学校関係

者や生徒等が任意に加入している場合もあるということが読み取れるのみである。

審査会は、その議論の経過の中で、九州朝鮮高校について、重大な法令違反に該当する具体的事実は何も指摘していない（甲20）。すなわち、審査会の調査と九州朝鮮高校の回答によって、被告が引用する新聞報道等は、あくまで噂レベルの虚構であると明確に否定されたのである。

(3) 他の朝鮮高校に対する判決等は、本件不指定処分と直接の関係はないこと

被告は、文部科学大臣の九州朝鮮高校がハ号規程13条に適合すると認めるに至らないという判断の合理性を裏付けるものとして、学校法人広島朝鮮学園が、債権を譲り受けたものから貸金の返済を求められた事案の判決において、学校の日常的な管理運営を「教育会」が行っているものと認識していた、正式な理事会が行われたことがほとんどなかったなどとされている（被告第2準備書面16頁、乙40号証）。また、被告は、2013年11月の東京都による現地調査等に基づく朝鮮学校調査報告書（乙41号証）において、不適正な財産の管理・運用状態が見られたと報告されたことをも指摘する（被告第2準備書面18頁）。

しかしながら、これらの証拠については、立証趣旨が不明確であって主張との関連性があるとは言えない。いずれの事案も、本件不指定処分が問題となっている九州朝鮮高校とは別の学校法人である。また、前者の事例は貸金返還請求事件であって本件不指定処分と無関係であり、後者については、本件不指定処分後の2013年11月時点での報告書であって、2013年2月20日になされた本件処分の際に考慮すべき事実に含まれない。

以上のとおり、被告の指摘する裁判例や報告書の内容からは、九州朝鮮高校への本件不指定処分の合理性を裏付けることなど到底できない。

(4) 小括

よって、被告が主張するような、「不当な支配」の存在や就学支援金の流用のおそれを裏付ける具体的証拠は、何ら存在しないのである。

5 まとめ

以上のとおり、九州朝鮮高校は、朝鮮共和国や朝鮮総聯から「不当な支配」を受けておらず、適正な学校運営がされている。

それにもかかわらず、被告は、判断の基礎とすべき事実を誤認し、根拠とすべき証拠の評価を誤って、「『不当な支配』に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができず、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されないことが懸念され」るなどと判断し、本件不指定処分を下した。

したがって、本件不指定処分は前提となる事実的重大な誤認があり、違法である。

第4 本件不指定処分は政治・外交的配慮を持ち込んでなされたものであること

最後に、本件不指定処分は、明らかに政治・外交的配慮を持ち込んでなされたものであり、裁量を逸脱し、違法である。

1 無償化法の趣旨・目的

第2において指摘したとおり、無償化法の趣旨・目的は、同法1条に明記されているとおり、「教育の機会均等」である。

したがって、文部科学大臣といえ、同法2条1項5号及び規則ハ号の「高等学校の過程に類する課程を置くもの」の解釈にあたっては、無償化法の趣旨・目的である「教育の機会均等」を逸脱してはならず、これとは関係のない目的や他の事情を考慮した上で、本件不指定処分を行ったのであれば、それは、裁量権を逸脱・濫用する違法な処分である（最二小判昭和53年6月16日・刑集32巻4号605頁〔個室付き浴場事件〕、最二小判平成8年3月8日・民集50巻3号469頁〔「エホバの証人」退学事件〕など）。

そして、本件では、以下述べる通り、下村文科大臣の一連の発言経過、パブリックコメントに対する文科省の考え方、審査会への意見照会も行わ

れなかったという手続経過などからしても、下村文科大臣が、拉致問題やその進展がないなどという政治・外交的配慮を持ち込んで本件不指定を行ったことは明白であるから、裁量権を逸脱・濫用する違法な処分であることは火を見るよりも明らかである。

2 下村文科大臣は自民党が野党時代から政治・外交的配慮を公言していたこと

原告ら準備書面（3）・16頁でも指摘したとおり、下村文科大臣は、無償化法の国会審議中から、例えば、2010年（平成22年）3月12日の文部科学委員会においては、自民党が行った「朝鮮学校は無償化の対象とすべきではない事を強く表明する決議」（甲39）を紹介しながら、「北朝鮮との間には拉致問題や核問題など重要な課題が存在し、6カ国協議が行われているところでもある」などと述べるなど、拉致問題や核問題をも考慮して、朝鮮高校の無償化法の適用に反対していることを公言している（甲10、乙4の3・8頁）。

また、原告ら準備書面（3）・45頁でも指摘したとおり、自民党は、その後も、2011年（平成23年）8月31日、「朝鮮学校無償化手続き再開に強く抗議し即時撤回を求める決議」（甲56）を発表し、そこでは「朝鮮学校を無償化の対象とすることは、北朝鮮に対して、拉致問題について、わが国が軟化したとの誤ったメッセージを与える危険性があることなどから、強く反対してきた」などと述べられており、拉致問題の進展がないという理由を考慮して、朝鮮高校への無償化法の適用に反対していることを露骨に表している。

この点については、下村文科大臣も、2011年（平成23年）9月20日発行の自民党機関誌2478号において、菅総理大臣が朝鮮学校についての審査を再開したことに対し、「北朝鮮の拉致問題について、わが国が軟化したとの誤ったメッセージとなるばかりか、外交問題に発展しかねません」、「北朝鮮はその後、謝罪をするどころか、8月10日には、同島付近の海上で砲撃を行っています」、「日本政府が「韓国と北朝鮮の間で、砲撃事件は解決した」という勝手な外交判断をしたことになりかねません。」、「この問題で、韓国や、同盟国である米国とも事前に調整して

いません。」などと述べて、上記自民党決議と同様の立場であることを公言している（甲69）。

3 下村文科大臣が自民党の政権復帰・大臣就任後も政治・外交的配慮を公言していたこと

下村文科大臣は、大臣就任後の2012年（平成24年）12月28日の記者会見（甲60の1）においても、不指定の理由として拉致問題、今後の適用の条件として拉致問題の解決、国交回復をあげている。

すなわち、原告ら準備書面（3）・56頁以下でも指摘したとおり、下村文科大臣は、「本日の閣僚懇談会で、私から、朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続を進めたい旨を提案したところ、総理からもその方向でしっかり進めていただきたい旨の御指示がございました。このため、野党時代に自民党の議員立法として国会に提出した朝鮮学校の指定の根拠を削除する改正法案と同趣旨の改正を、省令改正により行うこととし、本日からパブリック・コメントを実施することにいたします。なお、今後、朝鮮学校が都道府県知事の認可を受け、学校教育法第1条に定める日本の高校となるか、又は北朝鮮との国交が回復すれば現行制度で対象と成り得ると考えているところがございます。」と発言し、本件不指定処分の理由として拉致問題、今後の適用の条件として国交回復をあげている。

また、同記者会見では、記者からの「拉致問題の進展があったり、北朝鮮がいわゆる核ミサイルの開発をやめるとか、そういう情勢の変化があった場合に、どのように対応されるお考えなのか」との質問に対しても、下村文科大臣は、「この朝鮮学校のまま対象にできるかどうかというのは、やはり今御指摘があった拉致問題、それから国交の回復と、一定の問題がクリアした上での朝鮮高校に対する、対象になるかどうかということになってくるかと思えます。」として、やはり、今後の適用の条件として拉致問題の解決、国交回復をあげているのであり、これらが、政治・外交的配慮を持ち込んだ発言であることは明らかである。

さらに、同記者会見では、記者からの「前政権は外交とか教育内容とは絡めないということで、専門家による審査をするという枠組みを作ったわけですけども、この枠組みがどうなるのかということと、教育問題を絡めないとしてきたことを方針転換するわけですけども、そのことについてもう一度ちょっと、なぜ教育内容と外交を一緒くたにするのかということについて教えてください。」との質問に対して、下村文科大臣は、「外交上の配慮などにより判断しないと、民主党政権時の政府統一見解として述べていたことについては、当然廃止をいたします。」と述べており、いわば、本件不指定処分に政治・外交的な配慮を持ち込んだことを自認しているといえる。

4 パブリックコメントに対する文科省の考え方からも政治・外交的配慮が明らかであること

以上のような下村文科大臣の考え方は、2013年（平成25年）3月5日の「パブリックコメントの結果（主な意見の概要とそれに対する文部科学省の考え方）」（甲19）にも表れており、政治・外交的配慮が明らかである。

すなわち、原告ら準備書面（3）・57頁以下でも指摘したとおり、上記パブリックコメントに対する文科省の考え方では、「今回の改正は、朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解を得られない」、「外交上の配慮などにより判断しない」との民主党政権時の政府統一見解は廃止した上で、朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解が得られないと判断するものです。」という文科省の意見が述べられているところであり、これは、本件不指定処分に政治・外交的配慮を持ち込んだことを端的に示している。

5 本件不指定処分にあたり審査会からの意見聴取も行われていないことから政治・外交的配慮が明らかであること

本件不指定処分に政治・外交的配慮を持ち込んでいることは、最終的な文科大臣の本件不指定処分の判断が規則ハ号規程に基づき設置された審査会の意見聴取を行わずに強行されていることから明らかである。

すなわち、審査会は、2012年（平成24年）9月10日の第7回審査会以降は、本件不指定処分に至るまで開かれず、しかも、下村文科大臣は、本件不指定処分に当たり、その時点で審査会に意見聴取を行うこともしていない。

この点に関して、下村文科大臣も、2013年12月28日の記者会見（甲60の1）において、記者からの「朝鮮学校への適用なんですけれども、教育内容、人事、財政で、朝鮮総連と密接な関連があるとおっしゃいましたけれども、それはこれまでの文部科学省の検討の結果、こういうことが判明したということでしょうか。」との質問に対し、「朝鮮総連の影響は朝鮮学校にも及んでいるというのは、公安調査庁の見解でございます。公安調査庁は、朝鮮総連の影響は朝鮮人学校の教育内容、人事、財政に及んでいる、こういうふうに国会でも何度も答弁がございました。文部科学省としてはこの調査のため、朝鮮学校に実情を聞いたり、調査している段階であるというふうには、今、聞いているところでございまして、朝鮮学校の内容については、ですから文部科学省としては、最終的にはそういう判断にいたる状況以前の、まだ調査段階であると聞いております。これは、政府全体としての今日は判断だと。」と発言し、また、記者から、「現段階ではまだ検討中、審査会では検討が続いているということになると。」との質問に対しても、「法律的にはそうですね。」と答えていることから、審査会の調査を待たずに、本件不指定処分を決定したことを自認している。

第3で述べたとおり、本来、審査会は、無償化法の趣旨・目的である「教育の機会均等」に則り、教育上の観点からの客観的な判断を担保するために、同法2条1項5号及び規則ハ号の「高等学校の過程に類する課程を置くもの」の基準として定めた規則ハ号規程の要件充足性に関する第三者からの意見聴取のプロセスとして設置されているものであり、この審査会の意見が出される以前に、しかも、同会への意見照会も何ら行うことな

く本件不指定処分を行ったこと自体、政治・外交的配慮を持ち込んだ上で、本件不指定処分を決定したことは明らかであるといえる。

しかも、これも第3で述べたとおり、下村文科大臣は、審査会の議論状況とは全く乖離した事実認定をもとに、新たな審査会の開催指示、調査指示を行わずに、本件不指定処分を行っているものであり、このような判断経過からしても、本件不指定処分に政治・外交的配慮を持ち込んだものであることは明らかである。

第5 求釈明

1 本件不指定理由の関係について

本件不指定処分の理由については、①規則ハ号を削除したこと及び②規程13条に適合すると認めるに至らなかったことの2つが掲げられている。

この2つの不指定理由が相互にどのような関係に立つのか（主たる不指定理由がどちらなのか）について、明確にされたい。

2 規程13条以外のハ号規程該当性について

被告は、規程13条以外のハ号規程該当性について、その認否を「争う」とする（被告答弁書-13頁以下）。

この点、不指定理由としてはハ号規程に関しては規程13条適合性しか問題になっていないところ（甲13）、本訴訟においては他のハ号規程の要件該当性についても争う趣旨なのかについて、（原告の立証計画に影響するので）態度を明らかにされたい。

以上